

博物館等の事業内容

1 法第3条第1項第1号に掲げる事業

実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

(記載例) 収蔵数 ○○点 詳細は資料目録のとおり

2 法第3条第1項第2号に掲げる事業

分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

(記載例) 年報 ○ページに記載

3 法第3条第1項第3号に掲げる事業

博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

(記載例) ○○において公開中

4 法第3条第1項第4号に掲げる事業

一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

5 法第3条第1項第5号に掲げる事業

博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

6 法第3条第1項第6号に掲げる事業

博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

7 法第3条第1項第7号に掲げる事業

博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

8 法第3条第1項第8号に掲げる事業

博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

9 法第3条第1項第9号に掲げる事業

当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

10 法第3条第1項第10号に掲げる事業

社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

11 法第3条第1項第11号に掲げる事業

学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

12 法第3条第1項第12項に掲げる事業

学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

注 必要に応じて事業計画、事業実施報告書、館の刊行物等を添付してください。